

特別出産給付金のお知らせ

健康福祉課健康推進係 (10番窓口) ☎64-1120



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、経済的負担や精神的負担が大きい産婦に対し経済的支援を行うとともに、子どもの健やかな成長を応援することを目的として給付金を支給します。

対象児	令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、出生時から申請の日まで継続して湯浅町の住民基本台帳に登録されている児
給付対象者	対象となる児を出産し、出産時から申請の日まで継続して湯浅町の住民基本台帳に登録されている母
給付額	対象児一人あたり10万円
申請について	すでに出産された方には、申請書を郵送します。 今後出産される方は、出生届出時に申請書をお渡しします。

お薬手帳のおはなし

健康福祉課健康推進係 (8番窓口) ☎64-1120



お薬手帳は、処方されたお薬の情報を記録し、お薬の履歴を管理する手帳です。かかりつけ以外の病院や薬局に行った場合でも、お薬手帳を見せることで、服用中の薬の情報を正しく伝えることができます。また、複数の医療機関にかかっている場合など、医師や薬剤師が飲み合わせや重複をチェックし、副作用や飲み合わせのリスクを減らすことができます。

お薬手帳は必ず一冊にまとめましょう

お薬手帳が何冊にも分かれてしまうと、お薬の情報が分散してしまい、正確な情報が伝わらなくなってしまいます。お薬手帳を忘れるたびに新しく作ってもらっている方や、医療機関、薬局ごとに分けて使っている方は、一冊にまとめてもらいましょう。



各種予防接種のお知らせ

健康福祉課健康推進係 (10番窓口) ☎64-1120

肺炎球菌ワクチン接種

【対象者】

- 令和2年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方
- これまでに肺炎球菌ワクチン接種を受けていない方

【助成額】

通常8,000円前後のところ2,500円で接種できます。
(生活保護を受給されている方は無料です。接種無料券が必要になりますので、必ず接種前に印鑑を持参し役場または総合センターへ手続きにお越しください。)

【接種を希望される場合】

令和2年5月に個別通知した予診票に必要事項を記入の上、接種する医療機関に提出してください。特に予診票(裏面)の説明をよく読んで内容を理解したうえで接種してください。

【接種期間】 令和3年3月31日まで
※これ以降に接種する場合は、全額自己負担になります。

インフルエンザワクチン接種

小児

【対象者】

湯浅町に住居登録のある1歳から中学3年生(平成17年4月2日から令和2年2月1日生まれ)

【接種期間】

令和2年10月1日から令和3年1月31日

【助成額】

小学6年生までは2回、中学生以上は1回とし、1回あたり3,000円を上限とします。

【助成を受けるには】

町から対象者に助成券を郵送します。実施医療機関へ予約し、助成券を持参して接種を受けてください。

高齢者

インフルエンザ予防接種費用の自己負担額1,300円を令和2年度限りとして助成します。冬季における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、インフルエンザの流行による有症状者の医療機関への外来受診を抑制し、医療体制の維持を図ることを目的とします。

【対象者】

湯浅町に住居登録があり接種日において65歳以上の方全員(60~64歳の心臓、じん臓、呼吸器等の機能障害を有する方で、この制度が適用される場合があります。医療機関に相談してください。)

【接種期間】 令和2年10月1日から令和3年1月31日

【助成額】 対象一人につき1,300円(自己負担分を助成します)

【助成を受けるには】

町から対象者に助成券を郵送します。実施医療機関へ予約し、助成券を持参して接種を受けてください。接種期間中に、65歳になられる方は、誕生日以降に予約をお取りのうえ、お申し出ください。助成券を郵送します。

ロタウイルスワクチン接種

10月1日よりロタウイルスワクチンが定期接種となり、公費負担で受けることができます。ロタウイルスワクチンは感染性胃腸炎を予防するための予防接種で、令和2年8月生まれのお子さんから対象となります。

風しんワクチン接種

風しん抗体検査及び予防接種事業

【対象者】

昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性

【実施の流れ】

- ①対象者に対し、令和2年4月に送付したクーポン券を持参し医療機関または健康診断の際に抗体検査を受検
 - ②検査の結果、十分な抗体がない場合、風しん予防接種を実施
- ※クーポン券には使用期限(抗体検査は令和2年12月末まで)がありますので、ご注意ください。

風しんワクチン接種緊急助成事業

【対象者】

19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性及び妊婦の夫

【実施の流れ】

- ①上記の対象の方でワクチン接種を希望される方は、接種前に役場上記窓口まで必要書類を取りに来てください。
- ②医療機関でワクチン接種後料金を支払い、接種済証と領収証をもらい、必要書類とともに費用の助成(上限10,000円)を役場上記窓口まで申請に来てください。

【助成期間】 令和3年3月31日

※妊婦は接種を受けることができませんので、接種前に妊娠していないか必ず確認してください。